

南区基本計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 次期南区基本計画（以下「区計画」という。）について，南区長（以下「区長」という。）の諮問に応じ，調査し，及び審議するため，南区基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は，委員21人以内をもって組織する。

2 委員は，学識経験のある者その他区長が適当と認める者のうちから，区長が委嘱し，又は任命する。

(委員の任期)

第3条 委員は，区計画に関する審議が終了したときは，解嘱され，又は解任されるものとする。

(委員長)

第4条 委員会に，委員長を置く。

2 委員長は，「南区まちづくり推進会議」の役員の中から，南区まちづくり推進会議会長が推薦し，区長が依頼する。

3 委員長は，委員会を代表し，会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは，あらかじめ委員長が定める順序により，その職務を代理する。

(招集及び議事)

第5条 委員会は，委員長が招集する。ただし，委員長及びその職務を代理する者が存在しないときの委員会は，区長が招集する。

2 委員会は，必要があると認めるときは，委員以外の者に対して，意見の陳述，説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は，南区役所地域力推進室において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか，委員会に関して必要な事項は，委員長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 2 1 年 9 月 1 1 日から実施する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 2 6 日から実施する。